

## 福島市選挙管理委員会告示第30号

福島市選挙管理委員会傍聴規程を次のように定める。

令和8年3月2日

福島市選挙管理委員会  
委員長 安倍 誠 一

### 福島市選挙管理委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島市選挙管理委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議を傍聴できる者の定員は、3人とする。ただし、福島市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴の手続等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、選挙管理委員会傍聴券（別記様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券の交付場所は、選挙管理委員会事務局とし、交付時間は、会議開始時刻の30分前から10分前までの間とする。

3 傍聴券の交付は、先着順とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、抽選により傍聴券を交付することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

5 傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。

6 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 危険物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるものを所持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することについて委員長の許可を得た者を除く。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を傍聴することについて委員長が不相当と認める者

(禁止行為)

第5条 傍聴人は、会議室においては静粛を旨とし、次の行為をしてはならない。

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
- (3) 写真撮影、録画、録音等の行為。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為
- (5) 帽子、外とう、えり巻の類を着用すること。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 飲食又は喫煙すること。
- (7) みだりに席を離れること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 委員長は、会議を非公開とする場合その他必要と認めた場合は、傍聴人を退場させるものとする。

2 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、前2項の規定により委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式

表

# 傍聴券

- ※ 当日限り有効
- ※ 入場の際は所定の事項を記入のうえ、係員に提示してください。
- ※ 裏面の記載事項を必ずお読みください。
- ※ 退場する際はこの券を係員に返却してください。

(傍聴人)  
住所

氏名 ( 歳)

交付No. \_\_\_\_\_

年 月 日 午 前 後 時 分 交付

福島市選挙管理委員会

裏

## 傍聴人に守っていただく事項

- 1 傍聴人は、この券に所定の事項を記入し、入場の際は、係員に提示してください。また、退場する際はこの券を係員に返却してください。
- 2 携帯電話の電源は「切」にしてから入場してください。
- 3 傍聴人は、福島市選挙管理委員会傍聴規程を守り、係員の指示に従ってください。
- 4 傍聴席にいるときは、静粛を旨として、次の事項をお守りください。
  - ① 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - ② 騒ぎたてる等議事を妨害しないこと。
  - ③ 写真撮影、録画、録音等の行為を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。
  - ④ はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
  - ⑤ 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合はこの限りでない。
  - ⑥ 飲食又は喫煙しないこと。
  - ⑦ みだりに席を離れないこと。
- 5 あらかじめ委員長の許可を得なければ、写真、映画等の撮影やラジオ、テレビ等の録音、録画等を行うことはできません。
- 6 委員長が退場を命じた場合は、速やかに退場してください。